

千葉県子どもの貧困対策推進計画

～ すべての子どもが夢と希望を持って

成長していける社会の実現を目指して ～

〔案〕

平成 27 年 月

千 葉 県

目 次

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の構成
 - (1) 子どもの貧困に係る本県の現状
 - (2) 子どもの貧困に関する指標
 - (3) 具体的な県の施策
 - (4) 計画の周知・啓発
 - (5) 計画の推進
- 5 対象となる地域
- 6 計画の期間

II 子どもの貧困に係る本県の現状

- 1 全国の子どもの貧困率の状況
- 2 生活保護を受給している子どもの状況
- 3 生活保護を受給している子どもの高等学校等進学・中退率の状況
- 4 小・中学校で就学援助を受けている児童生徒の状況
- 5 児童扶養手当の受給者の状況
- 6 実態調査の結果概要
 - (1) 教育の支援の利用状況
 - (2) 生活の支援の利用状況
 - (3) 保護者に対する就労支援の利用状況
 - (4) 経済的支援の利用状況
 - (5) 子どもへの貧困の連鎖への不安
 - (6) 子どもの貧困対策に重要だと思ふ支援

III 子どもの貧困に関する指標

- 1 生活保護を受けている17歳以下の人数と割合
- 2 生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率
- 3 生活保護を受けている子どもの高等学校中退率

- 4 生活保護を受けている子どもの大学等進学率
- 5 生活保護を受けている子どもの就職率
- 6 小・中学校で就学援助を受けている児童生徒の人数と割合
- 7 スクールソーシャルワーカーの配置人数
- 8 スクールカウンセラーの配置率
- 9 児童扶養手当の受給者数

IV 4つの重点的支援施策

1 教育の支援

- (1) 学校を核とした子どもへの支援
- (2) 就学支援の充実
- (3) 大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援

2 生活の支援

- (1) 保護者への生活支援
- (2) 子どもの生活や就労への支援
- (3) 児童養護施設等の子どもへの支援
- (4) その他の生活の支援

3 保護者に対する就労の支援

- (1) 保護者の就労への支援
- (2) 保護者の就労に係る資格取得への支援

4 経済的支援

- (1) ひとり親世帯への経済的支援
- (2) その他の経済的支援

V 調査・研究

VI 計画の周知・啓発

VII 計画の推進

I はじめに

1 計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育をうける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要です。

いわゆる貧困の連鎖によって、子ども達の将来が閉ざされることは決してあってはならないものです。

また、全国の子どもの貧困率は、平成24年には調査を開始した昭和60年以降最も高い16.3%となっており、6人に1人が貧困線（全国の平均的な所得の半分の所得）を下回る世帯で暮らしている状況です。

このような事情を背景に、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が平成26年1月に施行されました。

また、法では「政府は子どもの貧困を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」（法第8条第1項）、「都道府県は、大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする」（法第9条第1項）と規定されており、政府は、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項などを取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」を平成26年8月29日に閣議決定しました。

以上のことを踏まえ、子どもの貧困という視点に立ち、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育をうける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進する「千葉県子どもの貧困対策推進計画（以下「計画」という。）」を策定します。

2 基本理念

すべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指します。

そのため、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に連携し、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりに取り組みます。

3 計画の位置付け

法第9条第1項に規定されている「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」として策定します。

4 計画の構成

(1) 子どもの貧困に係る本県の現状

政府の大綱においても、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいついと言われており、子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要があるとされております。

子どもの貧困状況を示す数値や実態調査結果をもとに、県内の現状を整理します。

(2) 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困の実態や対策の効果、関係施策の実施状況を示す指標を整理し、計画の推進状況の検証・評価が行えるよう整理します。

(3) 具体的な県の施策

指標の改善等を図り、総合的に子どもの貧困対策を進めていくため、「生活の支援」「教育の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」について、具体的な支援施策を整理します。

(4) 計画の周知・啓発

支援を行う関係機関等への周知や個別事業・窓口部署等を整理したガイドブックの配付とともに、幅広く県民に対しての周知・啓発を図っていきます。

(5) 計画の推進

県、市町村、教育機関や関係機関と連携して計画の推進を図るとともに毎年度、指標の状況や実施状況を確認し、必要に応じ、施策の見直しを行います。

6 対象となる地域

この計画は、千葉県全域を対象とし、県の施策だけでなく、市町村の施策も含めた取組みを整理します。

7 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。

Ⅱ 子どもの貧困に係る本県の現状

1 全国の子どもの貧困率の状況

ここでの貧困率（相対的貧困率）とは、貧困線（平均的な可処分所得の半分の額）に満たない世帯員の割合であり、子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合である。

平成25年の国民生活基礎調査によると、平成24年の全国の子どもの貧困率は16.3%であり、平成15年以降増加を続けている。

また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）の貧困率（相対的貧困率）では、大人が1人の世帯の貧困率（相対的貧困率）が54.6%となっており、大人が2人以上の世帯が12.4%なの
に比べ、大幅に高くなっている。

◆子どもの貧困率	平成24年	16.3%
	21年	15.7%
	18年	14.2%
◆子どもがいる現役世帯（大人が1人）	平成24年	54.6%
	21年	50.8%
	18年	54.3%

【表 01】子どもの貧困率の年次推移（厚生労働省）

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24
相対的貧困率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
子どもの貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもがいる現役世帯	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
大人が一人	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が二人以上	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122
実質値 (昭和60年基準)										
中央値 (b)	216	226	246	255	259	240	233	228	224	221
貧困線 (b/2)	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 5) 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを昭和60年（1985年）を基準とした消費者物価指数（持家の
 帰属家賃を除く総合指数（平成22年基準））で調整したものである。

2 生活保護を受給している子どもの状況

生活保護を受給している者で、17歳以下の子どもは、平成26年7月現在で9,429人となっており、受給率は0.863%となっている。

平成24年7月現在では、9,587人、受給率0.865%であり、ほぼ横ばいに推移している。

【表 02】生活保護を受給している全体の人数と子どもの人数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 口（県）	6,258,078 人	6,240,461 人	6,244,455 人
17 歳以下の人口（県）	1,107,998 人	1,098,759 人	1,093,001 人
被保護者実人数（県）	74,888 人	78,250 人	80,584 人
保護率（県）	1.196%	1.254%	1.291%
被保護者子どもの人数	9,587 人	9,602 人	9,429 人
17 歳以下の子どもの 保護受給割合	0.865%	0.874%	0.863%

※ 千葉県年齢別・町丁字別人口調査（県総合企画部統計課）

※ 被保護者調査（厚生労働省）

※ 人口は、各年4月1日現在

※ 被保護者人数は、各年7月31日現在

（各年7月中に生活保護を受けた人数（保護停止中の者を除く））

3 生活保護を受給している子どもの高等学校等進学・中退率の状況

生活保護を受給している世帯で暮らす子どもの高等学校等への進学率は、平成26年度に91.7%であり、県全体では98.6%となっている。

また、高等学校の中退率は、平成25年度に6.3%であり、県全体では1.5%となっている。

生活保護を受給している世帯で暮らす子どもの高等学校等への進学率は、全体に比べ低くなっており、高等学校の中退率は高い状況にある。

【表 03】生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全体	進学者数	54,606	54,029	54,845
	生徒数	55,569	54,860	55,647
	進学率	98.3%	98.5%	98.6%
生活保護 世帯	進学者数	661	691	666
	生徒数	756	746	726
	進学率	87.4%	92.6%	91.7%

※ 学校基本調査

※ 被保護者調査（厚生労働省）

【表 04】生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全体	中退者数	1,563	1,590	
	生徒数	104,455	105,021	
	中退率	1.5%	1.5%	
生活保護 世帯	中退者数	63	88	65
	生徒数	1,359	1,386	1,424
	中退率	4.6%	6.3%	4.6%

※ 学校基本調査

※ 被保護者調査（厚生労働省）

※ 対象者は、公立高等学校（全日制・定時制・通信制）のみ

4 小・中学校で就学援助を受けている児童生徒の状況

就学援助（生活保護の教育扶助を除く）を受けている児童生徒は、平成26年度で37,328人（全児童の7.9%）となっている。

平成25年度では37,222人（全児童の7.8%）であり、ほぼ横ばいとなっている。

【表 05】 児童生徒の人数と就学援助を受けている児童生徒の割合

		就学援助を実施した児童生徒 (A)	児童生徒数 (B)	就学援助を受けている児童生徒の割合 (A ÷ B)
24 年度	小学校	22,851	325,557	7.0%
	中学校	14,323	154,563	9.3%
	計	37,174	480,120	7.7%
25 年度	小学校	22,760	322,121	7.1%
	中学校	14,462	155,022	9.3%
	計	37,222	477,143	7.8%
26 年度	小学校	22,732	319,190	7.1%
	中学校	14,596	154,662	9.4%
	計	37,328	473,852	7.9%

※ 児童生徒数は、各年5月1日現在の公立小中学校児童生徒数

※ 就学援助の人数は学用品費等援助者数

5 児童扶養手当の受給者の状況

児童扶養手当の受給者は、26年度で39,647人となっている。

平成23年度では、40,437人であり、790人の減となっているが、ほぼ横ばいに推移している。

【表 06】児童扶養手当の受給者数の推移

理由別		世帯	23年度	24年度	25年度	26年度
生 別	離婚	母子	33,791	33,972	33,761	32,483
		父子	1,502	1,654	1,699	1,657
	その他	母子	46	42	65	67
		父子	1	2	1	1
死 別	母子	470	455	454	449	
	父子	184	205	210	206	
未 婚	母子	3,104	3,222	3,343	3,479	
	父子	7	10	10	14	
障 害 者	母子	88	94	97	103	
	父子	13	17	16	24	
遺 棄	母子	178	164	157	145	
	父子	15	17	13	9	
世帯別 小計	母子	37,677	37,949	37,877	36,726	
	父子	1,722	1,905	1,949	1,911	
その他世帯			1,038	1,086	1,057	1,010
受給者合計			40,437	40,940	40,883	39,647

※ 各年度 12月現在

※ 政令・中核市を含む

※ 福祉行政報告例（厚生労働省）

6 実態調査の結果概要

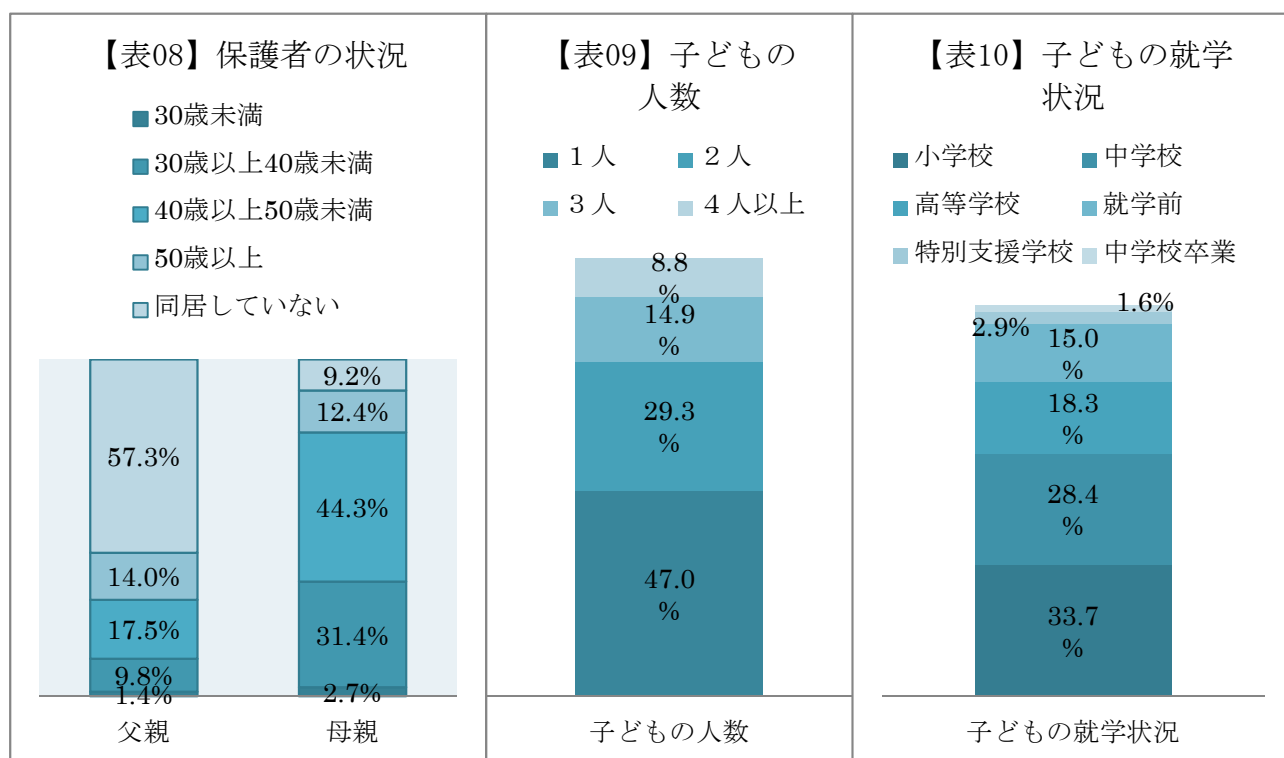
生活保護を受けている17歳以下の子ども（高校生等は卒業まで含む。以下同じ。）がいる保護者に対して、各種支援の利用状況や課題、重要だと思う支援等について、実態調査を行い、その結果を取りまとめました。調査結果の主な内容について記載します。

実態調査表の配付等

実態調査票の配付については、市部と郡部、東西南北等の地域バランスを考慮し、県内の5市（市川市、柏市、成田市、旭市、君津市）及び6郡部で対象となる世帯の概ね5割程度の世帯に配付し、回答率は36%でした。

【表07】保護者への実態調査票の配付及び回答数

生活保護を受けている 17歳以下の子どもがいる保護者	
配付枚数 (A)	521枚
回答者数 (B)	188人
回答割合 (B/A)	36.08%



(1) 教育の支援の利用状況

[全体の内容]

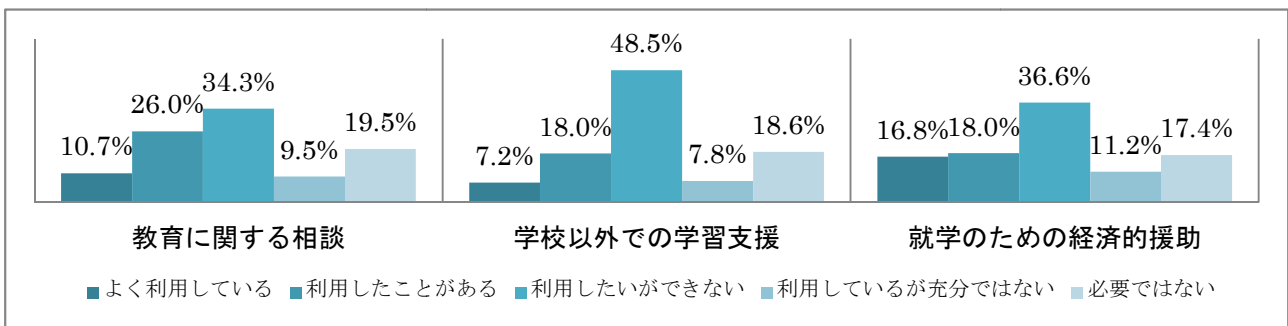
すべての項目において「利用したいができない」との回答が多く、その理由は「窓口や手続きが分かりにくかった」が多かった。

また、すべての項目において、「利用しているが充分ではない」との回答が少なかった。

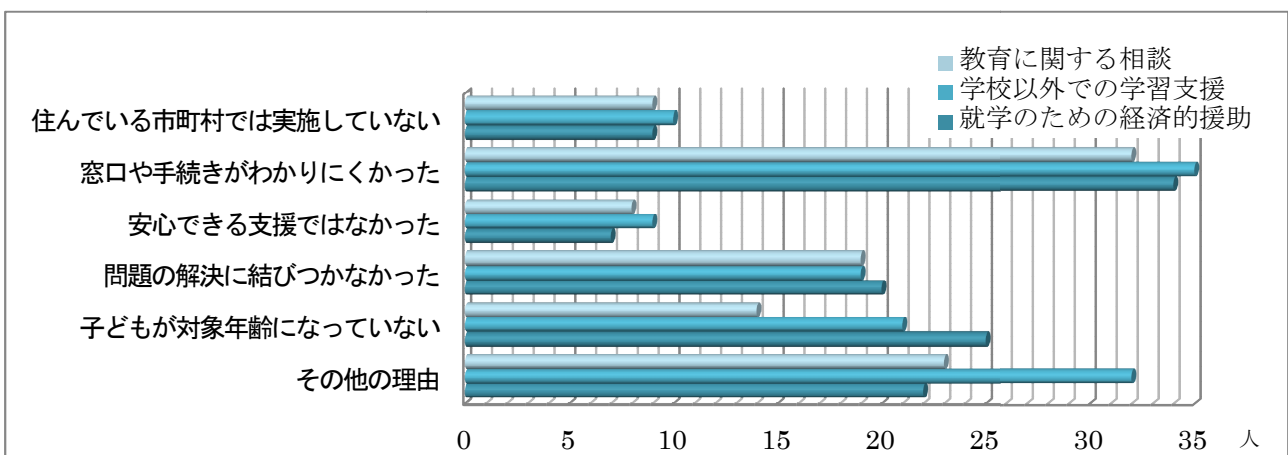
[考察]

教育相談、学習支援や奨学金などの経済的援助等の支援が必要な人が支援をより受けやすくなるよう、制度の内容や生活困窮者自立相談支援窓口等の相談窓口の一層の周知と、相談窓口における適切な情報提供を図る必要がある。

【表 11】 教育の支援



【表 12】 教育の支援を利用できない・利用しているが不十分な理由



【その他の記載内容】

- ・ どのような支援（制度）があるのか分からない
- ・ どの時期でどこに相談したらいいのか分からない
- ・ 送り迎えができない

他

(2) 生活の支援の利用状況

[全体の内容]

「生活に関する相談」は4割強が「よく利用している・利用したことがある」一方で、同じ「生活に関する相談」や「子どもの就労・就職支援」について、約3割が、「利用したいができない・利用しているが充分ではない」が多く、その理由は「窓口や手続きがわかりにくかった」が多かった。

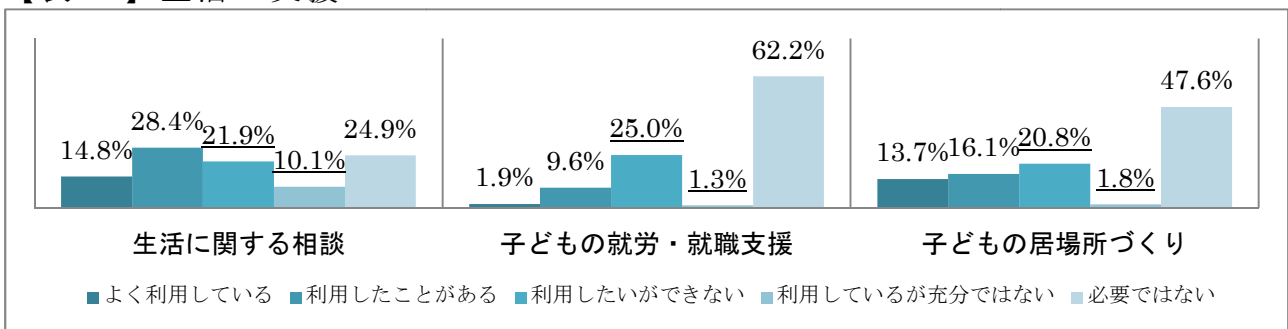
また、「子どもの居場所づくり」「子どもの就労・就職支援」については、「必要ではない」との回答が多かった。

[考察]

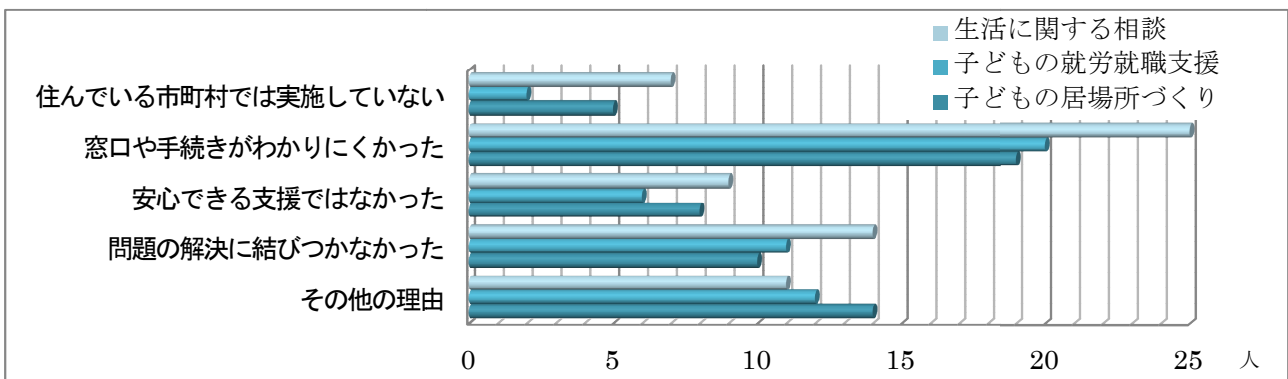
「生活に関する相談」や「子どもの就労・就職支援」について、生活困窮者自立相談支援窓口等の相談窓口の一層の周知を図る必要がある。

なお、「子どもの居場所づくり」や「子どもの就労・就職支援」について、「利用したいができない」という回答が多かったことについては、これらの重要性についての周知や啓発が不足している面もあると思われる。

【表 13】生活の支援



【表 14】生活の支援を利用できない・利用しているが不十分な理由



【その他の記載内容】

- ・就労する年齢ではない。 ・日、祭日にやっていない
- ・交通の便が悪く利用したいが利用できない

他

(3) 保護者に対する就労支援の利用状況

[全体の内容]

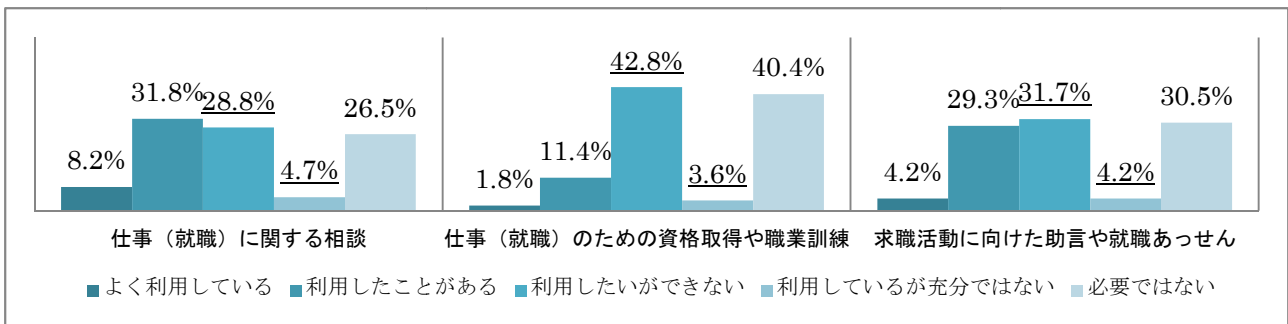
「仕事（就職）に関する相談」と「求職活動に向けた助言や就職のあっせん」については、4割が「よく利用している・利用したことがある」一方で、全般的に「利用したいができない」との回答が多かった。

その理由は「仕事（就職）できる体や心の状態ではない」が最も多く、次に「窓口や手続きがわかりにくかった」、「問題の解決に結び付かなかった」の順となっている。

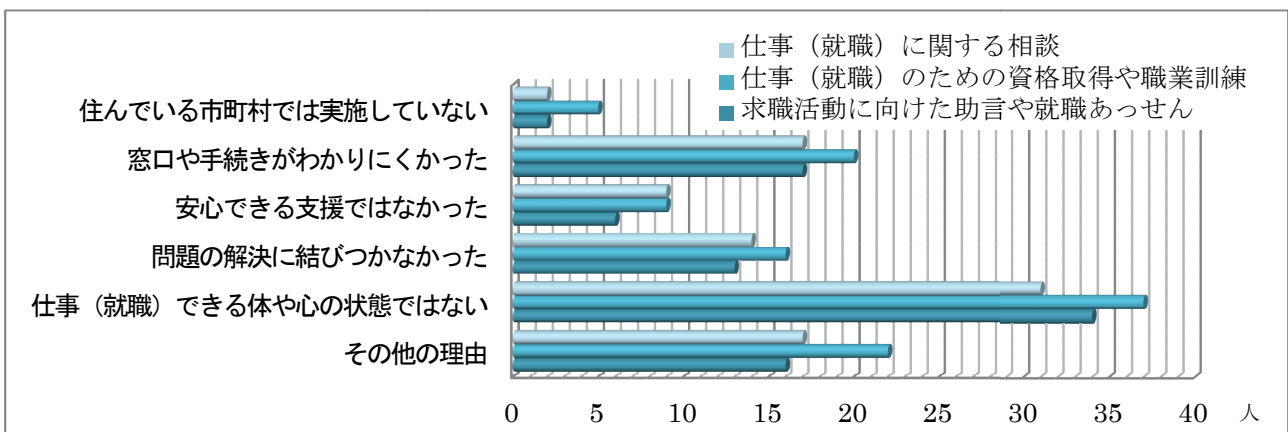
[考察]

支援制度の内容や相談窓口の一層の周知や、相談者の実際の就労に結び付くよう支援体制の整備を図る必要がある。

【表 15】保護者への就労支援



【表 16】就労支援を利用できない・利用しているが不十分な理由



【その他の記載内容】

- ・必要とする資格が助成の対象外
- ・利用したいが情報がない

他

(4) 経済的支援の利用状況

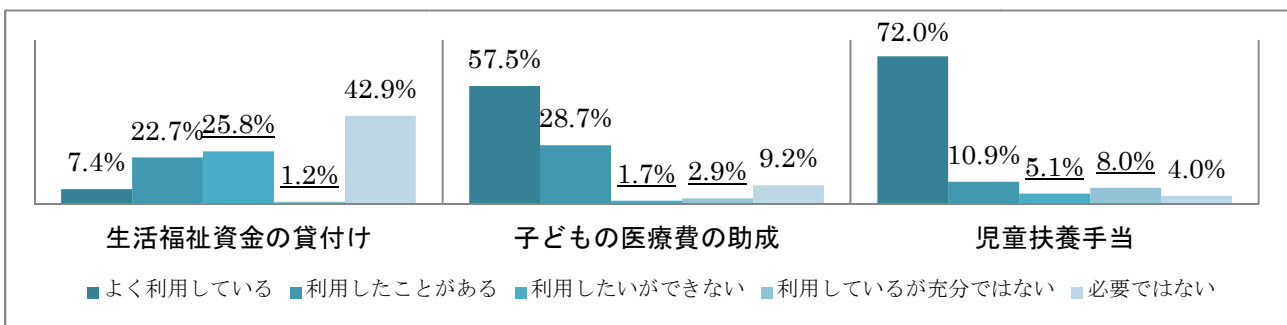
[全体の内容]

「子どもの医療費の助成」と「児童扶養手当」については、「よく利用している」との回答が多い一方で、「生活福祉資金の貸付け」については、「利用したいができない」が26%となっており、その理由は、「住んでいる市町村では実施していない」が最も多く、次に「窓口や手続きがわかりにくかった」となっている。

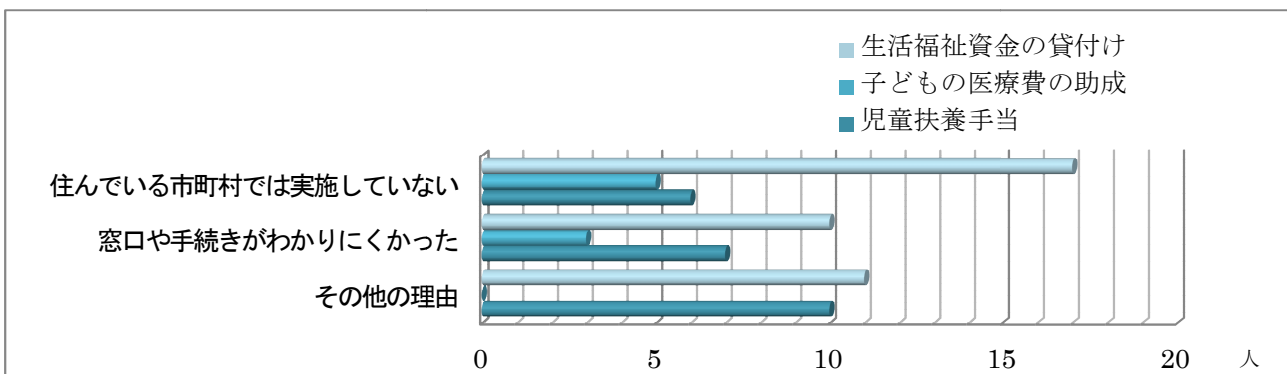
[考察]

生活福祉資金の貸付けについては、各市町村の社会福祉協議会で受付を行っているところであるがその情報が十分に知られていないものと思われる、生活福祉資金貸付制度や窓口（市町村の社会福祉協議会）についての周知を図る必要がある。

【表 17】 経済的支援



【表 18】 経済的支援を利用できない・利用しているが不十分な理由



【その他の記載内容】

- ・対象者なのか不明
 - ・利用すると次月から返済に追われ、生活できなくなりそう
 - ・額が少ない。もっと増やしてほしい
- 他

(5) 子どもへの貧困の連鎖への不安

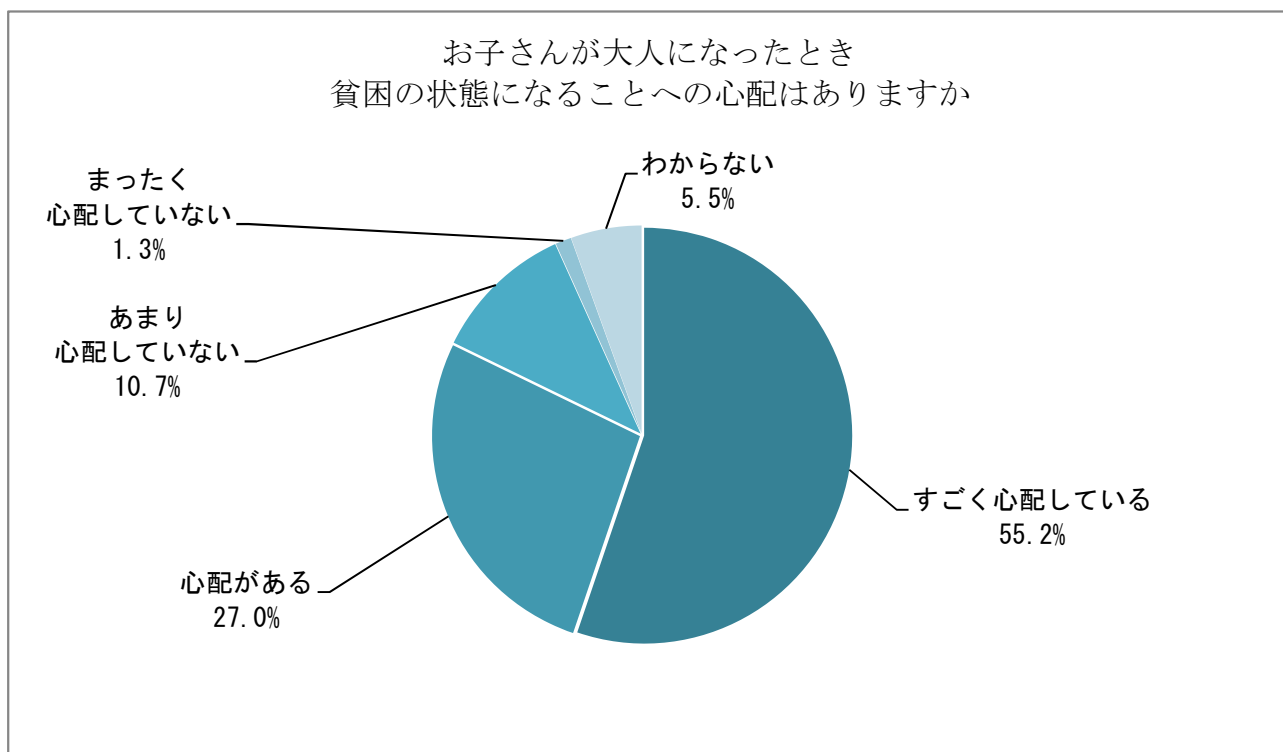
[全体の内容]

子どもが大人になったとき、貧困の状態になることへの心配はありますかとの設問に対し、82%の保護者が「すごく心配している」又は「心配がある」との意見であった。

[考察]

市町村や関係機関と連携しながら、子どもの貧困対策を総合的に推進し、貧困の連鎖への不安の解消を図る必要がある。

【表 19】 子どもへの貧困の連鎖への不安



(6) 子どもの貧困対策に重要だと思う支援

[全体の内容]

それぞれの支援や、今後に希望・期待することとして、どんな支援が重要だと感じているかを調査した。

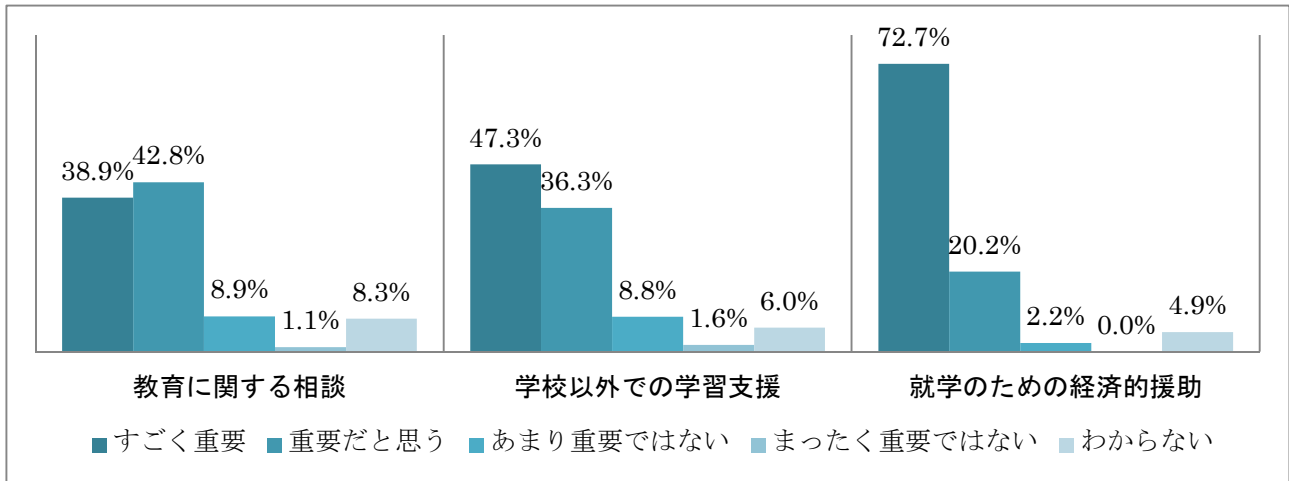
いずれの支援も、「すごく重要である」又は「重要だと思う」の回答が75%を超えている。

特に、「就学のための経済的な援助」、「子どもの医療費助成」、「児童扶養手当」、「ひとつの相談窓口から様々な支援の結び」「利用できる支援や制度の情報提供」に対して、「すごく重要である」という割合が、6割以上と高率になっている。

[考察]

一つの相談窓口で相談者のニーズに応じた支援情報の提供や、支援を行う部署・機関へのつなぎができる生活困窮者自立相談支援窓口等のワンストップ窓口の充実を図る必要がある。また、利用できる支援や相談窓口の一層の周知を図る必要がある。

【表 20】 重要だと思う教育への支援

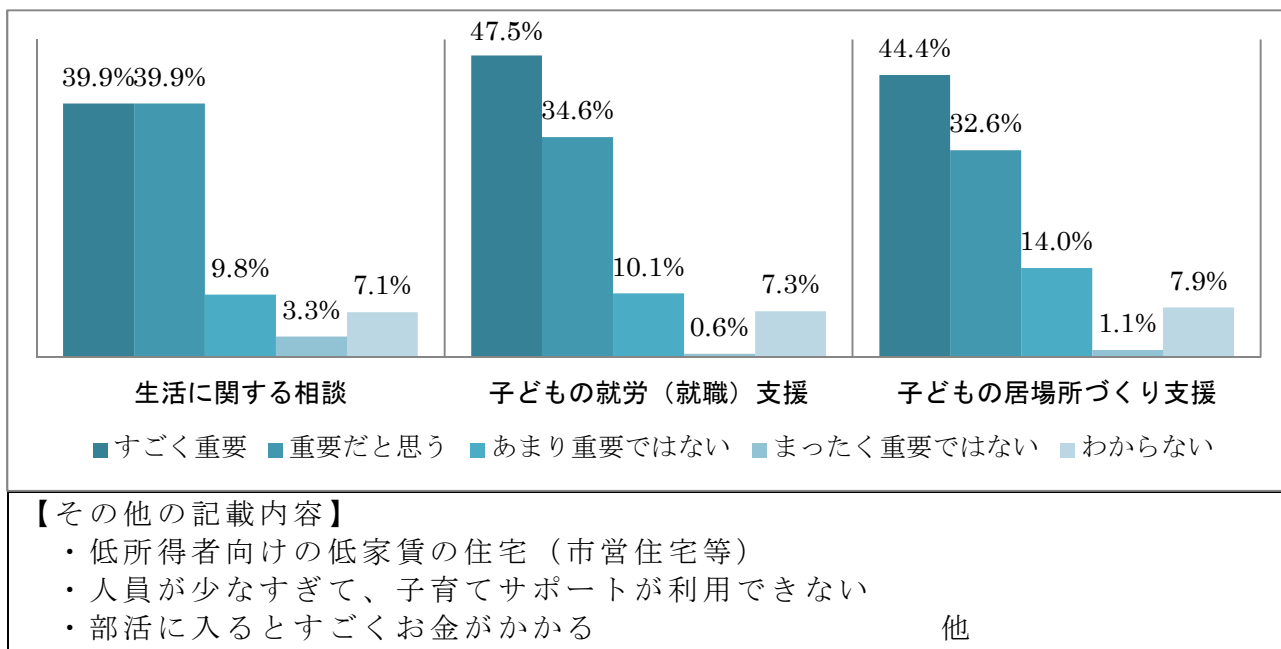


【その他の記載内容】

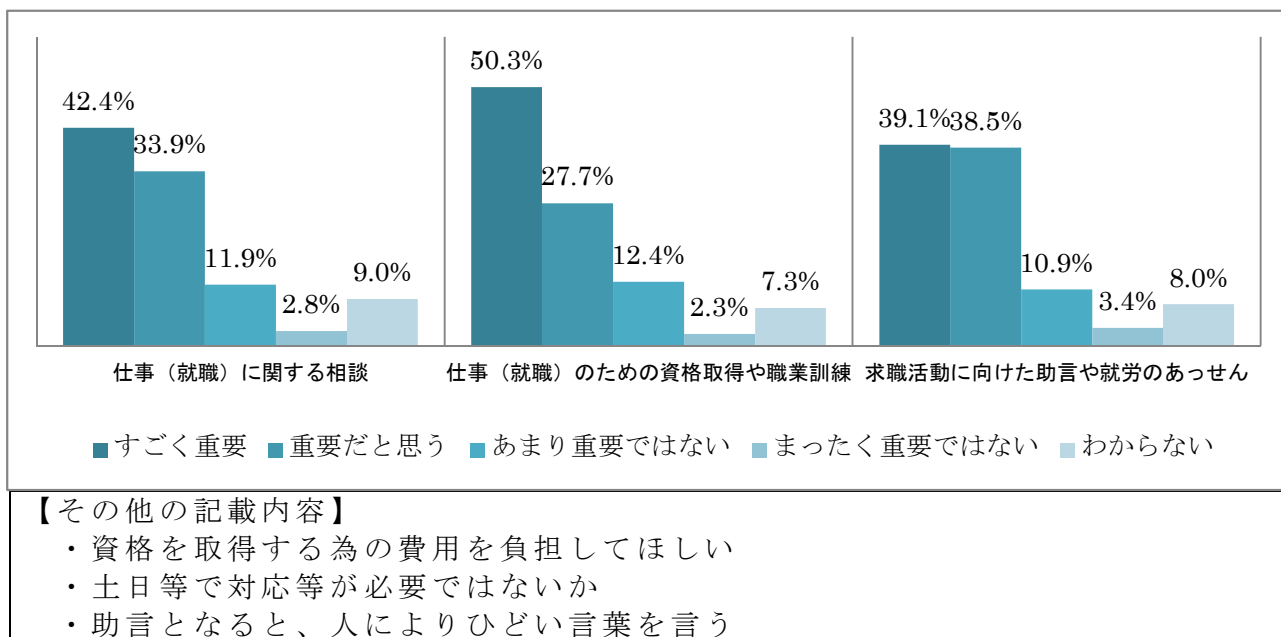
- ・ 習い事など、習いやすくする支援
- ・ 通える場所や時間で学習支援を行ってほしい
- ・ 高校受験のための学習支援（塾）や助成

他

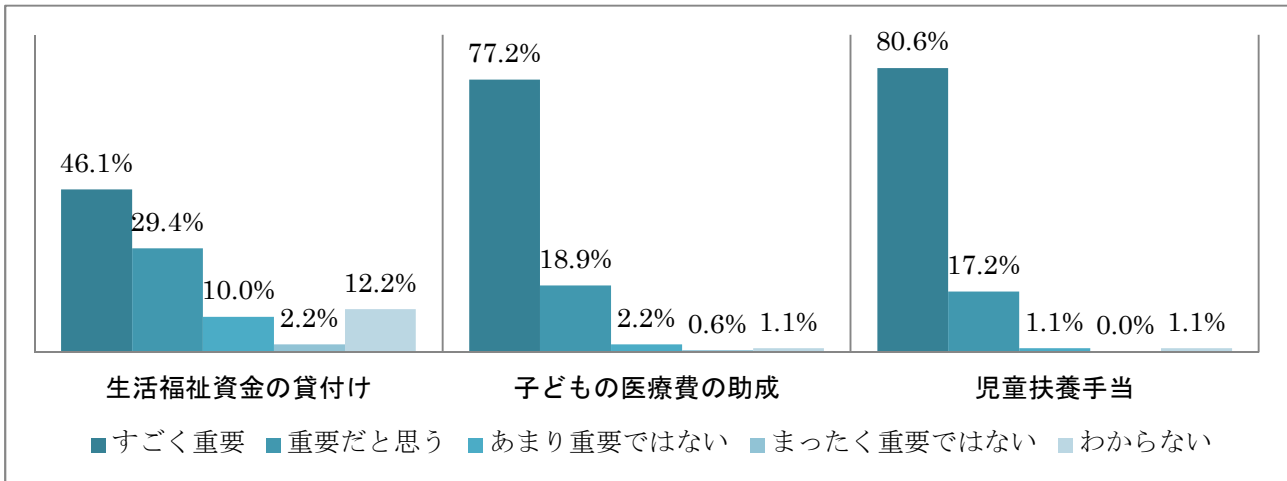
【表 21】 重要だと思う生活への支援



【表 22】 重要だと思う保護者に対する就労への支援



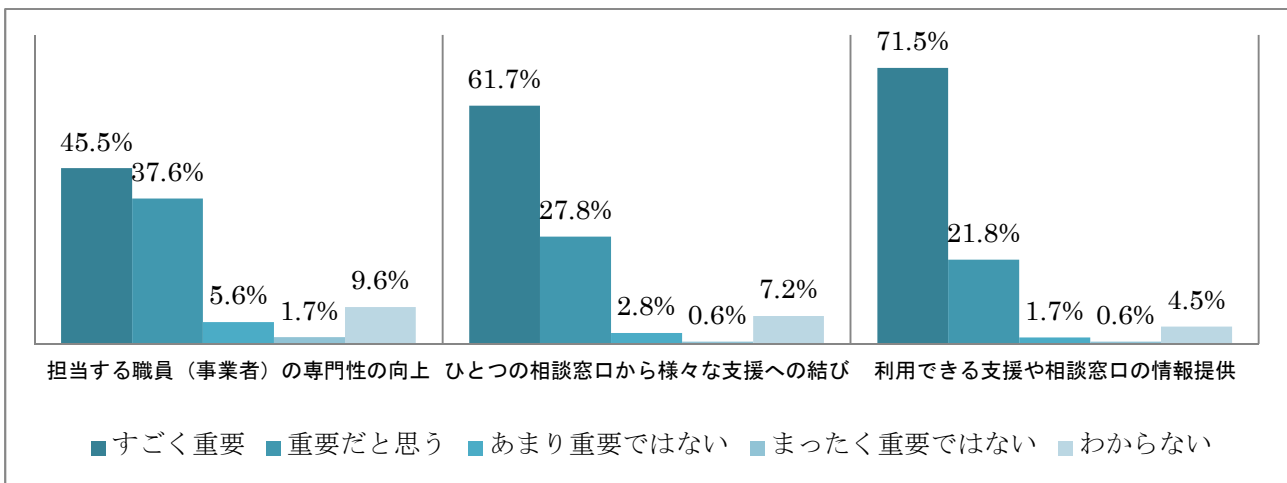
【表 23】 重要だと思う経済的支援



【その他の記載内容】

- ・ 毎月の生活費の支援
- ・ 夏休みなど、長期的な休みとなると生活費の調整が厳しい
- ・ 家賃等が格安で住めるような支援

【表 24】 その他、今後に希望・期待すること



【その他の記載内容】

- ・ 様々な支援が廃止、減額等にならないよう期待します
- ・ 制度をきちんと説明すべき。社会復帰へ早めに導いてあげるべき
- ・ 子どもには、できるかぎりのことをしてあげたいので、情報が入るようになるといいなと思う
- ・ 基本、こちらから質問しないといけない、担当によって意見が違う
- ・ 何でも気軽に相談できる場所が増えると、気持ちも楽になり助かります
- ・ 窓口ごとに連携がとれてないので、また一から同じ説明をしなくてはならないのが大変

他

Ⅲ 子どもの貧困に関する指標

1 生活保護を受けている17歳以下の人数と割合

指標の内容		
県内で生活保護を受けている17歳以下の子ども的人数と、県内の17歳以下的人数に占める割合		
指標の数値		
基準日	17歳以下の生活保護受給者	17歳以下の生活保護受給割合
26年7月	9,429人	0.86%

2 生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率

指標の内容		
県内で生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率		
指標の数値		
基準日	生活保護受給者の高等学校等進学率	県全体の高等学校等進学率
26年度	91.7%	98.6%
目標		
目標年度	生活保護受給者の高等学校等進学率	
31年度	県全体の高等学校等進学率に近づける	

3 生活保護を受けている子どもの高等学校中退率

指標の内容		
県内で生活保護を受けている子どもの高等学校中退率		
指標の数値		
基準日	生活保護受給者の高等学校中退率	県全体の高等学校中退率
25年度	6.3%	1.5%
目標		
目標年度	生活保護受給者の高等学校中退率	
31年度	県全体の高等学校中退率に近づける	

4 生活保護を受けている子どもの大学等進学率

指標の内容		
県内で生活保護を受けている子どもの大学等進学率		
指標の数値		
基準日	生活保護受給者の 大学等進学率	県全体の 大学等進学率
26年度	15.8%	54.0%
目標		
目標年度	生活保護受給者の 大学等進学率	
31年度	県全体の大学等進学率に近づける	

5 生活保護を受けている子どもの就職率

指標の内容		
県内で生活保護を受けている子どもの中学校及び高等学校卒業後の就職率		
指標の数値		
基準日	生活保護受給者の 中学校卒業後就職率	県全体の 中学校卒業後就職率
26年度	1.8%	0.3%
基準日	生活保護受給者の 高等学校卒業後就職率	県全体の 高等学校卒業後就職率
26年度	50.6%	13.2%
目標		
目標年度	生活保護受給者の 中学校卒業後就職率	
31年度	高等学校等に進学しない生活保護の子どもの 中学校卒業後の就職率を上げる	
目標年度	生活保護受給者の 高等学校卒業後就職率	
31年度	大学等に進学しない生活保護の子どもの 高等学校卒業後の就職率を上げる	

6 小・中学校で就学援助を受けている児童生徒の人数と割合

指標の内容		
県内で就学援助（要保護・準要保護）を受けている児童生徒数（生活保護法による教育扶助は含まない）と、県内の小・中学校の児童生徒数に占める割合		
指標の数値		
基準日	就学援助を受けている児童生徒数	就学援助を受けている児童生徒割合
26年度	37,328人	7.9%

7 スクールソーシャルワーカーの配置人数

指標の内容	
家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整や連携を通じて、児童生徒の問題解決を支援していく、スクールソーシャルワーカーの配置人数	
指標の数値	
基準日	スクールソーシャルワーカー配置人数
26年度	11人

※配置校内訳

小学校 3校
 中学校 2校
 県立高校 2校
 教育委員会等 4名

8 スクールカウンセラーの配置率

指標の内容			
専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行うスクールカウンセラーの配置率			
指標の数値			
基準日	スクールカウンセラー		
	小学校配置率	中学校配置率	高等学校配置率
26年度	5.9% (89校)	100.0% (381校)	55.5% (80校)

9 児童扶養手当の受給者数

指標の内容

県内で児童扶養手当を受給している人数

指標の数値

基準日	児童扶養手当受給者数
26年度	39,647人

IV 4つの重点的支援施策

指標の改善等を図りながら、子どもの貧困対策を総合的に進めていくため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援及び経済的支援の4つの支援を重点的に促進していきます。

1 教育の支援

すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の世代間連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。

また、本県の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。

そのため、次のような取組みを進めていきます。

(1) 学校を核とした子どもへの支援

- すべての子どもたちの学力向上を目指し、子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実を図るとともに、子どもたち一人一人の個性や能力に対応した丁寧な指導を行う。

〔ちばっ子「学力向上」総合プラン

(「子どもたちの夢・チャレンジ」サポートプランより)〕

- 福祉面の支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。

また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局や機関、民間支援団体等と連携した取組みの充実を図る。

〔スクールソーシャルワーカーの配置〕

〔スクールカウンセラーの配置〕

- 学校における日々の教育活動に加えて、子どもたちが学ぶ機会の充実を図るため、放課後や週末に、小学校の余裕教室などを活用し、安全で安心して活動できる居場所を設け、子どもへの学習支援や体験活動、地域の住民との交流活動などを実施する。
〔地域とともに歩む学校づくり推進支援事業（地域未来塾）〕
〔放課後子供教室推進事業〕

- 子どもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成する。
また、子どもたちの勤労観・職業観を高め、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進する。
〔キャリア教育総合推進事業〕
〔キャリア教育推進事業〕

（２）就学支援の充実

- 生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援の充実を図る。
〔生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援事業〕

- 貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護制度による教育扶助や、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施する。
〔生活保護法による教育扶助〕
〔小・中学生の就学援助制度（学用品費等）〕
〔小・中学生の就学援助制度（学校給食費・医療費）〕

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。
〔特別支援教育就学奨励費〕

- 経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付けを実施する。
〔奨学のための給付金〕
〔千葉県奨学資金の貸付け制度〕
- 経済的な理由により、私立高等学校及び専修学校高等過程の授業料等の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料等を減免した場合、その減免した授業料等の全部又は一部を学校法人に補助する。
また、授業料以外の教育費の負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。
〔私立高等学校等授業料減免事業〕
〔私立高等学校等入学金軽減事業〕
〔私立高等学校等奨学のための給付金事業〕
- 高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。
〔千葉県公立高等学校学び直し支援金制度〕
〔千葉県私立高等学校等学び直し支援金〕

(3) 大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援

- 経済的な理由により、大学等での修学が困難なひとり親の子どもに対し、修学資金の貸付けを実施する。
〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕
- 就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。
〔地域若者サポートステーション事業〕

2 生活の支援

貧困状態にある子どもたちやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援体制の整備や充実が重要です。

また、健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、親の就労環境の整備や、子どもの就労、食・住生活や児童養護施設に入所する児童等への支援が必要です。

そのため、次のような取組みを進めていきます

(1) 保護者への生活支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。

〔生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業〕

- ひとり親家庭等の働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。

〔放課後児童クラブの設置・運営に対する支援〕

- 全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や、乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握、養育についての相談や助言等を行う。

〔乳児家庭全戸訪問事業〕

- 通常の日常生活を送ること自体が困難な状況にあるひとり親家庭に対し、母子生活支援施設への入所及びその施設による支援も含め、母子・父子自立支援員等による付き添い型の自立に向けた支援を実施する。

〔母子生活支援施設〕

- 安心して安全な妊娠や出産、育児のための切れ目のない質の高い母子保健サービスを提供できるよう母子保健対策の充実を図る。

〔母子保健事業による支援〕

- ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供を行う。
また、母子・父子自立支援員などの相談関係職員に対する研修を実施する。

〔ひとり親家庭等生活向上事業〕

〔母子・父子自立支援員に対する研修の実施〕

（２）子どもの生活や就労への支援

- 子どもの心と身体の健やかな発育や発達を支援するため、乳幼児の健康診査により、子どもの健康上の問題を早期に発見し、早期の療育に繋げる機能を充実させる。

また、保護者に、食に関する知識や技術を積極的に提供し、子どもの心と身体の健康を保持するための知識の普及を図る。

〔乳幼児の健康診査〕

〔親力アップいきいき子育て広場〕

- 放課後や週末などの児童の安全な居場所を確保するため、小学校の余裕教室や校庭、公民館などの施設を利用し、学習活動や農業等の体験活動、交流行事などを行っている市町村への支援を実施する。

〔放課後子供教室推進事業〕

- 【再】○ 就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。

〔地域若者サポートステーション事業〕

(3) 児童養護施設等の子どもへの支援

- 様々な理由により、保護者等と一緒に生活できない子どもたちが生活する児童養護施設等について、要保護児童の受け皿整備を図るため、民間児童養護施設・乳児院の整備を促進するとともに、新たな里親・ファミリーホームの開拓を推進する。

また、小規模・家庭的な環境により、近隣住民との関わりの中で、子どもの社会的な自立を促進するため、民家・アパート等を活用した、地域小規模児童養護施設等の整備を促進する。

〔児童養護施設・乳児院の整備等〕

〔地域小規模児童養護施設等の整備促進〕

- 児童相談所及び児童養護施設の職員数を充実し、相談体制や機能を強化するとともに、職員の専門性を強化するための研修を実施する。

〔児童相談所・児童養護施設の専門性の強化〕

- 児童養護施設等で生活する子どもは、心理的なケアを行いながら、健やかな成長と発達の見守り、社会的な自立に向けた支援などを行う必要があるため、児童養護施設等の職員や里親向けの研修を実施することにより、職員等の資質や専門性の向上を図る。

〔児童福祉施設職員・主任児童委員・里親等に対する研修の実施〕

- 児童養護施設等を退所後の子どもや、心に深く傷を受けてうまく社会に適応できない子どもたちに対して、日常生活上の相談や就職先の開拓など、社会的な自立を支援する。

〔児童自立生活援助〕

(4) その他の生活の支援

- 離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。

〔生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金〕

- 母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い多子世帯について、公営住宅に係る優先入居を行う。

〔県営住宅へ入居する際の優遇措置〕

- 多子世帯等に対する特定優良賃貸住宅における家賃の一部補助や、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供を行い、居住の安定を支援する。

〔特定優良賃貸住宅家賃補助事業〕

〔あんしん賃貸支援事業〕

- 生活困窮者自立支援法による自立相談支援機関を活用し、児童福祉関係者や母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して、地域におけるネットワークの構築を図る。

また、生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上のための研修を実施する。

〔生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業〕

〔生活保護法・生活困窮者自立支援制度を実施する

職員・相談員等に対する研修の実施〕

〔民生委員・児童委員に対する研修の実施〕

3 保護者に対する就労の支援

親が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たり大きな教育的意義があります。

一方で、親自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況等に応じた支援の充実が必要です。

そのため、次のような取組みを進めていきます。

(1) 保護者の就労への支援

- 生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。
〔生活保護法・生活困窮者自立支援制度による就労支援事業〕
- 子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。
〔母子家庭等就業・自立支援センター事業〕
- 母子世帯等の経済的自立や生活意欲の助長のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。
〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕
- ひとり親家庭等の働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。
〔放課後児童クラブの設置・運営に対する支援〕

(2) 保護者の就労に係る資格取得への支援

- 生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。
〔生活保護法による生業扶助〕

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。
〔母子家庭等自立支援給付金事業〕

4 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや親にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、対象となる世帯の受給や必要な世帯による活用や、活用促進のための相談支援体制の整備が必要です。

そのため、次のような取組みを進めていきます。

(1) ひとり親世帯への経済的支援

- 母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。
〔児童扶養手当の支給〕
- ひとり親家庭等の医療費等の負担を軽減するための助成を行う。
〔ひとり親家庭等医療費等助成事業〕
- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。
また、早期に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。
〔母子家庭等就業・自立支援センター事業〕

(2) その他の経済的支援

- 家庭等の生活の安定を図り、子どもの健やかな成長を支援するため児童手当を支給する。
〔児童手当の支給〕
- 生活保護を受けている世帯の子どもに対し、小学校及び中学校での教材費や給食費等の支給や、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費等を支給する。
〔生活保護法による教育・生業扶助〕

- 【再】○ 貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護制度による教育扶助や、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施する。
- 〔生活保護法による教育扶助〕
 - 〔小・中学生の就学援助制度（学用品費等）〕
 - 〔小・中学生の就学援助制度（学校給食費・医療費）〕
- 【再】○ 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。
- 〔特別支援教育就学奨励費〕
- 【再】○ 経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付けを実施する。
- 〔奨学のための給付金〕
 - 〔千葉県奨学資金の貸付け制度〕
- 【再】○ 経済的な理由により、私立高等学校及び専修学校高等過程の授業料等の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料等を減免した場合、その減免した授業料等の全部又は一部を学校法人に補助する。
- また、授業料以外の教育費の負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。
- 〔私立高等学校等授業料減免事業〕
 - 〔私立高等学校等入学金軽減事業〕
 - 〔私立高等学校等奨学のための給付金事業〕
- 【再】○ 高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。
- 〔千葉県公立高等学校学び直し支援金制度〕
 - 〔千葉県私立高等学校等学び直し支援金〕

- 【再】○ 経済的な理由により、大学等での就学が困難なひとり親の子どもに対し、修学資金の貸付けを実施する。
〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕
- 【再】○ 母子世帯等の経済的自立や生活意欲の助長のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。
〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕
- 【再】○ 母子家庭の母又は父子家庭の父の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。
〔母子家庭等自立支援給付金事業〕
- 【再】○ 離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。
〔生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金〕
- 【再】○ 多子世帯等に対する特定優良賃貸住宅における家賃の一部補助や、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供を行い、居住の安定を支援する。
〔特定優良賃貸住宅家賃補助事業〕
〔あんしん賃貸支援事業〕

V 調査・研究

子どもの貧困の実態について、様々な指標により把握することとしているが、子どもの貧困率などは全国の数値しか公表されておらず、今後、一層の子どもの貧困の実態の把握に向けて、国の調査・研究の状況も参考にしながら、調査・研究に取り組んでまいります。

VI 計画の周知・啓発

子どもの貧困対策を効果的に進めていくためには、貧困状態にある子どもたちやその親などに対する支援を行う関係機関等において、本県における子どもの貧困の状況等が理解されることが必要です。

また、要支援者のニーズに応じて、適切な支援が行われることも重要です。そのためには、貧困状態にある子どもたちやその親に対する相談支援を行う部署や機関において、各種の支援施策の内容や実施主体等が十分に把握され、要支援者のニーズに応じて、支援施策の実施主体（実施窓口）へ適切に繋いでいくことが必要です。

貧困状態にある子どもたちやその親は、社会的、心理的に孤立しがちです。そのため、県民に子どもの貧困の現状を知ってもらい、広く地域で支えていく機運を高めることが必要です。

以上のことを踏まえ、本計画について、支援を行う関係機関等への周知を図るとともに、支援施策に係る個別事業やそれらの窓口となる部署・機関等を整理したガイドブックを作成し、相談支援機関等へ配布します。

また、幅広く県民に対して、本計画の周知・啓発を図っていきます。

Ⅶ 計画の推進

県の関係部局や市町村、教育機関や就労支援機関などの関係機関と連携して、計画の推進を図っていきます。

また、この計画を着実に推進していくため、毎年度、子どもの貧困に関する指標の状況や施策の実施状況を確認し、その結果を公表するとともに、必要に応じ、施策の見直しを行います。